



伊防第92号  
令和5年9月1日

玄海の避難問題を考える連絡会様

伊万里市長 深浦 弘信



「玄海原発事故時の避難先自治体へのアンケート結果に基づく質問・要請書」  
に対する回答について

令和5年7月28日付けの「玄海原発事故時の避難先自治体へのアンケート  
結果に基づく質問・要請書」に対して、別紙のとおり回答します。



## 質問事項

### 【1】避難元から避難先のマッチングについて

『避難先全市町ができている』と回答していますが、私たちは、受入数を見ると地元住民の人口に対し多すぎると考えます。2021年4月26日、唐津市と県内受入先12市町でつくる「唐津市原子力災害時広域避難対策協議会」の会合で、避難先自治体から「最大の避難者数を出して欲しい」と意見が出された事について、佐賀県は「最悪の想定を具体的に示すことは困難」とし、避難先自治体の要望に応えておりません。問題を残したままの避難計画です。』

質問① 伊万里市民が一度に避難せざるをえない事態が起きた場合の具体的対策はありますか？

(回答)

指定している避難所に避難者が入りきれなかった場合は、まずは県内の施設を代替えの避難先として活用することとしています。

また、万が一、県内の避難先施設では受入人数が不足するようなことがあれば、他都道府県と締結している災害時相互応援協定に基づき、避難を受け入れていただくよう県が調整することとしています。

質問② 避難先5市町と、最悪のシミュレーションについて話し合いはしましたか？

(回答)

避難先となる5市町とは、「4市2町による原子力災害時における住民の広域避難対策協議会」を設置しており、その協議会の協議事項として避難先に避難する行政区ごとの人口の確認などを毎年行っています。

### 【2】除染の基準の意味について

避難元から避難する場合の「避難退域時検査」で除染が必要となる基準は、下記のようになっています。

『除染の基準の意味を「知らなかった⇒鹿島市、嬉野市、有田町」でした。』

国のマニュアル 除染が必要な基準：体表面汚染で  $120\text{Bq}/\text{cm}^2 = 40,000\text{cpm}$

(cpm は1分間の放射線カウント数)

これは、・1歳児の甲状腺被ばくで  $300\text{mSv}$  に相当（安定ヨウ素剤服用基準  $50\text{mSv}$  の6倍）  
・「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$  の30倍

国の基準「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」

**質問③ 除染の基準の意味を「知らなかった」自治体が3自治体ありますが、対策はとりましたか？**

(回答)

避難先自治体については、県において避難退域時検査の意義等も含めた研修への参加を昨年から呼びかけられています。また、令和5年5月30日に避難退域時検査説明資料を避難先自治体の防災部局に送付してあり、随時質疑の受付も行われています。

伊万里市としては、今回のアンケートの項目と国、県のマニュアルを改めてご確認いただき、理解を深めていただくよう依頼をしたところです。なお、「4市2町による原子力災害における住民の広域避難対策協議会」においても避難退域時検査等の国のマニュアルなど重要事項について、協議会の確認事項に加えるなど、これまで以上に情報共有を十分に図つてまいりたいと考えております。

**質問④ 伊万里市は、除染の基準の意味について避難先自治体に伝えていますか？**

(回答)

質問③の回答と同様です。

**質問⑤ 除染の基準40,000cpmは放射線管理区域の30倍の被ばくを住民に押し付けるものです。避難する住民と避難先住民の安全を考えれば、基準が緩すぎるのではないか？また、伊万里市はこの基準を容認するのですか？**

(回答)

放射線管理区域からの物の持ち出し基準に設定されている  $4\text{Bq}/\text{cm}^2$  は、平常時に放射性物質を管理する者に対して、厳格な管理を求める趣旨から、通常では区域外には存在しない放射性物質の持ち出しを前提に、非常に厳しい値に設定されているものと認識しています。

一方、除染の基準  $40,000\text{cpm}$  は、原子力災害時に放射性物質が放出され、制御できない状況下において、避難が必要な住民の迅速な避難も考慮した上で、不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するために定められた実効的な基準となっています。

以上により、放射線管理区域からの物の持ち出し基準と比較して一概に基準が緩いと言えるものではなく、迅速な避難と外部被ばくの防止を実現するため、定められた上記基準に則り、避難退域時検査が行われると理解しています。

### **【3】避難元からの自家用車/バスの「検査」等について**

**質問⑥ タイヤの接地面や屋根は測定しないことになっていますが、これでいいと思いませんか？またその理由もお聞かせください。**

(回答)

国のマニュアル作成時の考え方として、タイヤの接地面については、放射性物質が付着し

ても避難退域時検査場所までの走行中に道路との摩擦により剥離すると考えられるため、指定箇所の対象とされておりません。国が定めるマニュアルに則り、検査が行われると理解しています。

質問⑦ 車両の除染はウエットティッシュで拭き取るだけとなっていますが、これでいいと思いますか？理由もお聞かせください。

(回答)

国のマニュアル作成時の考え方として、内閣府が行った研究事業『令和2年度内閣府原子力防災研究事業「その他放射線防護対策に係る調査研究の実施及び施策への反映のための知見の整理』(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)によると、流水除染と濡らしたウエスによる拭き取り除染の効果に有意な差はみられなかったことが報告されていますので、国が定めるマニュアルに則り、車両の簡易除染が行われると理解しています。

質問⑧ 今の車輌の検査方法で、住民を被ばくから守れると思いますか？またその根拠もお聞かせください。

(回答)

質問⑥⑦の回答と同様です。

#### 【4】避難する住民の検査等について

『(1) 車両が基準値以下の場合、乗車した住民の検査はなしと言うことを「知らなかった⇒鹿島市、嬉野市、有田町、太良町」

(2) 車両が基準値を超えた場合は、代表者を1人選び代表者が基準値以下なら、同乗者全員基準値以下とみなす事を「知らなかった⇒鹿島市、嬉野市、有田町、太良町」

(3) 避難する住民の検査のあり方について「全員検査すべき⇒嬉野市、太良町」

(4) 『通過証に「測定値は必要⇒鹿島市、嬉野市、太良町」

住民には測定値を記入しない「通過証」が渡されます。福島原発事故後、子どもたちが甲状腺がんを発症していますが、測定値が記されていない「通過証」では、後に健康影響が出た場合に因果関係を証明することもできません。放射線は微量でも数年後、数十年後に被ばくにより発症する事があると言われています。住民は命を守る権利として自分の個人情報を知る権利があります。』

質問⑨ 上記の代表制の方法は、4自治体が「知らなかった」の回答です。伊万里市民には代表制の方法を知らせていましたか？この方法で住民を被ばくから守れると考えていますか？また、その理由もお聞かせください。

(回答)

毎年実施している佐賀県原子力防災訓練の避難退域時検査訓練時に訓練に参加した住民

に対して検査方法について説明しています。

代表者を検査することについては、避難の迅速性を担保するため、国のマニュアルで示された検査方法（※）に従って、検査を行うこととしています。

※基準値以下の車両に乗る住民については住民検査を行わない。基準値を超える車両に乗る住民についてはまず行動が同じグループの代表者を検査し、代表者が基準値以下であれば同じグループの住民は検査を行わない。代表者が基準値を超えていれば、同じグループの住民に対して検査を行う。

**質問⑩** アンケートで「住民は全員検査すべき」と回答した2自治体があります。住民を守るためにも「全員検査すべき」と思いませんか？また理由もお聞かせください。

（回答）

質問⑨の回答と同様です。

**質問⑪** 避難住民全員に観測値を記入した「通過証」が必要と3自治体が回答しています。

測定値を記入した「通過証」を本人に渡すべきと考えませんか？

（回答）

避難退域時検査は、住民等の放射線物質による表面汚染の程度が除染を実施すべき基準を超えるか否かを確認する検査であって被ばく線量を測定するものではなく、基準以下であった場合には検査会場を通過したことを示す通行証を交付し、迅速に避難していただくことが適切であると考えています。

**【5】避難所となる学校や施設に放射能汚染が持ち込まれる可能性があることについて**

『持ち込むべきでない⇒武雄市、鹿島市、嬉野市、太良町』と明快な回答でした。

他の自治体も意見欄で殆どが、「放射能が持ち込まれない対策が必要」と回答。自治体は避難受け入れについて不安を持っている事実が明らかになりました。今の検査方法では放射能拡散につながります。企業の利益のために住民を犠牲にする事は許されません』

**質問⑫** 避難先施設に「持ち込むべきではない」と回答が4自治体あります。避難元・避難先の住民の命と健康を守る立場で、避難元自治体として具体的な対策は考えていますか？

（回答）

避難退域時検査と簡易除染により人体に影響が出るレベルの放射能汚染が避難先施設に持ち込まれることはないと考えています。

**【6】検査と除染の基準の内容について、避難所となる学校や施設に伝えているか**

『伝えていない⇒武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、太良町』でした。

避難所となる学校等が知らない事は施設やその利用者に対して無責任です。無回答の

中に、佐賀県が発行している「原子力防災のてびき」等で周知を図っているとあります  
が、そもそも検査と除染の基準の内容など記載されていません。自治体でさえ知ら  
されていない情報が住民に行き届いているのか疑問です。危機管理の常識として、当  
事者間での情報を共有する事が第一歩です。学校、保護者、施設管理者等へ具体的な  
内容等を伝えるべきです。』

質問⑬ 検査と除染基準の内容について全部の自治体が「伝えていない」と回答しています。  
避難元自治体として、避難所となる施設へ説明の場等を持ったことはありますか？あつた  
らいつ、どのような形で行ったのか？  
なければその理由をお聞かせください。

(回答)

これまで検査と除染基準の内容を避難所となる施設に伝えるための対応は取っており  
ませんが、伊万里市からの避難先となる市町とは、「4市2町による原子力災害時における  
住民の広域避難対策協議会」を組織しておりますので、協議会の確認事項に加えるなど、こ  
れまで以上に情報共有を十分に図ってまいりたいと考えております。

#### 【7】検査の基準等について、避難元自治体や県と話し合いはあるか？

『「話し合いはない⇒武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、太良町」と回答。原子力避難計画  
は、命と健康に重大な影響を与える可能性のある放射能から身を守るもの。アンケートで、  
検査の基準等について自治体間の情報交換ができていない事が明らかになりました。』

質問⑭ 全自治体が「話し合いはない」と回答しています。避難元と避難先の協議が進んで  
いないのは何故ですか？

(回答)

伊万里市からの避難先となる市町とは、「4市2町による原子力災害時における住民の広  
域避難対策協議会」を組織しておりますので、協議会の確認事項に加えるなど、これまで以  
上に情報共有を十分に図ってまいりたいと考えております。

#### 【8】事前了解の権限が佐賀県と玄海町に限られていることについて

「現状のままでよい⇒武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、太良町」と、第三者的な回答でした。この結果は、避難先市町は受け入れ先自治体となるに止まらず、風向きによっては避難の当事者になる可能性もあることが周知徹底されていないからです。原発の危険性や稼働するかどうかについて意見さえ言えず、事故が起きれば命とくらしを奪われるだけの地域です。住民として安心できるはずはありません。福島原発事故により住民は取り返しのつかない犠牲を強いられた事が明らかになった今、避難元、避難先自治体も原発関連自治体と言えます。事前了解権限を九州電力と締結するのは当然だと思います。』

**質問⑯** 伊万里市は立地自治体同様の立場で九州電力に事前了解権を求め締結すべきと思います。この件についての考え方をお示しください。

(回答)

伊万里市と九州電力との間では、「伊万里市民の安全確保に関する協定」を締結しています。

この協定は、福島第一原子力発電所の事故後、伊万里市と九州電力との間で協議を重ね、締結しています。

**質問⑰** このアンケート全ての結果を見て、避難元と避難先住民のいのちと健康を守ると確信できますか？理由もお聞かせください。

(回答)

避難計画の考え方については、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえた、国の原子力災害対策指針に基づくものとなっています。しかし、一部の方には認識されていないなど、理解不足は否めないことから、今後は、佐賀県において避難先市町の原子力災害に対する理解促進を図り、研修や訓練、関係機関と連携強化などを通じて避難計画の実効性を高める取り組みを進められると聞いています。また、伊万里市においては「4市2町による原子力災害時における住民の広域避難対策協議会」において情報共有を図っています。

#### [その他]

**質問⑱** 避難時、避難元住民が通過証を持たないで逃げる可能性は否定できません。伊万里市民が通過証を持たないで避難した場合の対処は考えたことがありますか？

(回答)

避難退城時検査を受けずに避難された方につきましては、本人及び周囲の方々の安全のためにも、最も近い検査場所に行って検査を受けていただくことになると考えております。

**質問⑲** 昨今大雨の被害は想像を超えたものになっています。山口佐賀県知事は「避難指示は大変難しい。夜のタイミングによっては避難自体が危ない」ということもあり得る。県としても市町に提供する情報の精度を上げたい」と語った(2023/7/18GM21会合にて)。原発避難はこれに加えて放射能から逃げる事がさらに加わることになります。伊万里市として、遅れがなく住民に情報を届けるノウハウは構築されていますか？構築されていれば情報が住民に届くまでの経緯を回答ください。

(回答)

伊万里市から発令する避難情報は、防災行政無線でお知らせします。その他にも情報を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線と連動して、携帯電話への緊急速報メールやあんあんアプリ、ケーブルテレビの文字放送、区長さんへの駐在員連絡メール、ホームページや

LINEなどのSNSで伝達手段を多重化して、情報を発信しています。

## 要請事項

(1) アンケート結果は全住民が知らなければならない情報が避難先自治体の担当者さえ知らなかった、それによって住民は必然的に必要な情報を知らされていないという事も明白にしました。住民が自分のいのちと健康を守る判断ができる情報を確実に届けてください。

(回答)

当市の住民に対しては、出前講座の実施や原子力防災訓練を通して、引き続き必要な情報の周知を行っていきます。また、避難計画の考え方については、一部の方には認識されていないなど理解不足は否めないことから、避難先市町への周知については、佐賀県により原子力災害に対する理解促進を図り、研修や訓練、関係機関と連携強化などを通じて避難計画の実効性を高めていただくとともに、伊万里市においては「4市2町による原子力災害時における住民の広域避難対策協議会」において情報共有を図っていきます。

(2) 検査と除染基準について、国の基準は住民のいのち・健康を守るものではない事が明らかです。伊万里市として住民のいのちと健康、くらしを守る施策を講じてください。

(回答)

避難退城時検査の基準及び検査方法は、迅速な避難の実現と不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するために定められたものとなっています。

避難が必要となる住民が迅速に避難できるよう、また基準以上の放射性物質を避難先に持ち込むことがないよう、県をはじめ関係機関と連携して研修や訓練を通じて技術の研鑽に努めたいと思います。